

## 妊産婦・乳幼児健康診査償還払い制度について

瀬戸内町に住所のある方で、里帰り出産等のため、  
県外の医療機関で下記の健診を受診された方は、費用が払い戻されます。  
(※払い戻し額は、金額ではありません。)

- ・妊婦健診
- ・産婦健診(1回分)
- ・新生児聴覚検査
- ・9~10ヶ月乳児健診



### 手続きに必要なもの

- ①「妊産婦・乳幼児健康診査等償還払い申請書」 ※窓口記入
- ②「請求書・口座振込 申出書」 ※窓口記入
- ③ 受診した医療機関の領収書・明細書の原本
- ④ 振込先の口座番号がわかるもの(口座名義人は母親のもの ※旧姓不可)
- ⑤ 母子健康手帳
- ⑥ 印鑑(シャチハタ不可)

上記、必要なものをそろえて、  
瀬戸内町役場 保健福祉課保健予防係へお越しください。  
ご不明な点がありましたらご連絡ください。

《連絡先》瀬戸内町役場  
保健福祉課 保健予防係  
TEL：72-1122 (直通)